令和６年６月

第３回人吉市議会（定例会）議案

人　吉　市

令和６年６月第３回人吉市議会（定例会）提出案件

議案番号	件名
議第４４号	専決処分の承認を求めることについて（令和５年度　人吉市一般会計補正予算（第１２号））
議第４５号	専決処分の承認を求めることについて（令和５年度　人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第６号））
議第４６号	専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例の一部を改正する条例）
議第４７号	専決処分の承認を求めることについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）
議第４８号	専決処分の承認を求めることについて（人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
議第４９号	令和６年度　人吉市一般会計補正予算（第１号）
議第５０号	令和６年度　人吉市一般会計補正予算（第２号）
議第５１号	令和６年度　人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
議第５２号	令和６年度　人吉市水道事業特別会計補正予算（第１号）
議第５３号	人吉市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第５４号	人吉市における地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議第５５号	人吉市工場立地法地域準則条例の制定について
議第５６号	人吉市教育長の任命につき同意を求めることについて
報第　３号	令和５年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報第　４号	令和５年度人吉市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

報第　５号　　令和５年度人吉市水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について

報第　６号　　令和５年度人吉市公共下水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について

報第　７号　　和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

議第４４号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

専第３号　令和５年度　人吉市一般会計補正予算（第１２号）
（令和６年３月２７日専決）

令和６年６月３日提出

人吉市長　松岡　隼人

（提案理由）
議会において議決すべき事件を専決処分したときは、地方自治法第１７９条第３項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める必要がある。

専第３号

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和６年３月２７日

人吉市長　松岡　隼人

１　令和５年度　人吉市一般会計補正予算（第１２号）

議第４５号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

専第４号　令和５年度　人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第６号）
（令和６年３月２７日専決）

令和６年６月３日提出

人吉市長　松岡　隼人

（提案理由）
議会において議決すべき事件を専決処分したときは、地方自治法第１７９条第３項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める必要がある。

専第４号

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和６年３月２７日

人吉市長　松岡　隼人

１　令和５年度　人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第６号）

議第４６号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

専第５号　人吉市税条例の一部を改正する条例
（令和６年３月３１日専決）

令和６年６月３日提出

人吉市長　松岡　隼人

（提案理由）
議会において議決すべき事件を専決処分したときは、地方自治法第１７９条第３項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める必要がある。

専第５号

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和６年３月３１日

人吉市長　松岡　隼人

１　人吉市税条例の一部を改正する条例

人吉市条例第２１号

人吉市税条例の一部を改正する条例

人吉市税条例（昭和２９年人吉市条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第３４条の７第１項中「若しくは金銭」を削り、同項第１号中「又は金銭」を削り、同号ケ中「第３項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭」を「第２項第４号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金」に改める。

第５１条第２項中「によって」を「により」に改め、ただし書を次のように改める。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第５１条第３項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第５６条中「第６４条第４項」を「第１５２条第５項」に改める。

第７１条第２項中「によって」を「により」に改め、ただし書を次のように改める。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第７１条第３項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第１３９条の３第２項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第１３９条の３条第３項中「によって」を「により」に改める。

附則第４条の２を削る。

附則第７条の４の次に次の４条を加える。

（令和６年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第７条の５　令和６年度分の個人の市民税に限り、法附則第５条の８第４項及び第５項に規定することにより控除すべき市民税に係る令和６年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が１，８０５万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第７条の７において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第３４条の３、第３４条の６から第３４条の９まで、附則第５条第２項、附則第７条

第１項、附則第７条の３の２第１項、前条及び附則第９条の２の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

２　前項の規定の適用がある場合における第３４条の７第２項、第４７条の５第１項及び前条の規定の適用については、第３４条の７第２項及び前条中「附則第５条の６第２項」とあるのは「附則第５条の６第２項及び法附則第５条の８第６項」と、第４７条の５第１項中「課した」とあるのは「附則第７条の５第１項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第７条の５第１項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和６年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第７条の６　令和６年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第４１条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

⑴　特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第１項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）及び特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第５条の８第１項及び第２項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額及び普通徴収に係る個人の県民税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を４で除して得た金額（当該金額に１，０００円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が１，０００円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に３を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第１期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第４０条第１項に規定する第１期の納期（以下この項、次項及び次条第１項において「第１期納期」という。）においてはその者の第１期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

⑵　特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額以上であり、かつ、その者の第１期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第１期納期においてはないものとし、第４０条第１項に規定する第２期の納期（以下この項及び次条第１項において「第２期納期」という。）

においてはその者の第１期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、同条第１項に規定する第３期の納期（以下この項において「第３期納期」という。）及び同条第１項に規定する第４期の納期（以下この項において「第４期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

⑶　特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第１期分金額とその者の分割金額に２を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第１期納期及び第２期納期においてはないものとし、第３期納期においてはその者の第１期分金額とその者の分割金額に２を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した金額とし、第４期納期においてはその者の分割金額とする。

⑷　特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額とその者の分割金額に２を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第１期納期、第２期納期及び第３期納期においてはないものとし、第４期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額及び普通徴収に係る個人の県民税の額の合算額とする。

２　令和６年度分の個人の市民税（第１期納期から第４７条第１項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和６年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第７条の７　令和６年度分の個人の市民税に限り、第４７条の２第１項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第３項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第２項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

⑴　特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第７条の５第１項の規定の適用がないものとした場合に算出される第４７条の２第１項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（以下この号及び第５号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第３項第１号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第３項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金

所得に係る個人の市民税の額の２分の１に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を２で除して得た金額（当該金額に１，０００円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が１，０００円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第２期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第１期分金額」という。）に満たない場合には、第１期納期及び第２期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第４７条の３に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第３項において「特別徴収対象税額」という。）は、第１期納期においてはその者の第１期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第２期納期においてはその者の第２期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を３で除して得た金額（当該金額に１００円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が１００円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に２を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「１０月分金額」という。）に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

⑵　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額以上であり、かつ、その者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期における税額はないものとし、第２期納期においてはその者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の１０月分金額に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

⑶　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の１０月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期及び第２期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の第１期分金

額、その者の第２期分金額及びその者の１０月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

⑷　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の１０月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者の１０月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期及び第２期納期並びに当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間における税額はないものとし、同年１２月１日から翌年の１月３１日までの間においてはその者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者の１０月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

⑸　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者の１０月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期及び第２期納期並びに当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の１月３１日までの間における税額はないものとし、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

２　前項の規定の適用がある場合における第４７条の４の規定の適用については、同条第２項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の３月３１日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第７条の７第１項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

３　令和６年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第１項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

⑴　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第４７条の５第１項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を３で除して得た金額（当該金額に１００円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が１００円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に２を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除

した残額に相当する金額（以下この項において「１０月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の１０月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

⑵　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の１０月分金額以上であり、かつ、その者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間において徴収すべき税額はないものとし、同年１２月１日から翌年の１月３１日までの間においてはその者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

⑶　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の１月３１日までの間における税額はないものとし、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の第４７条の５第２項の規定により読み替えられた第４７条の２第１項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

４　前項の規定の適用がある場合における第４７条の４の規定の適用については、同条第２項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の３月３１日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第７条の７第３項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

５　令和６年度分の個人の市民税につき第４７条の６第１項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

（令和７年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第７条の８　令和７年度分の個人の市民税に限り、法附則第５条の１２第３項及び第４項に規定することにより控除すべき市民税に係る令和７年度分特別税額控除額を、同条第３項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第３４条の３、第３４条の６から第３４条の９まで、附則第５条第２項、附則第７条第１項、附則第７条の３の２第１項、附則第７条の４及び附則第９条の２の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第８条第２項中「前条」を「附則第７条の４」に改め、同条第３項中「第３４条の９第１項」の次に「、附則第７条の５第１項及び前条」を加え、「同項中」

を「第３４条の９第１項中」に、「、「前３条並びに附則第８条第２項」とする」を「「前３条並びに附則第８条第２項」と、附則第７条の５第１項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第８条第２項及び」と、前条中「附則第７条の４及び」とあるのは「附則第７条の４、次条第２項及び」とする」に改める。

附則第１０条の２中第１３項を削り、同条第１２項中「第３号」を「第４号」に改め、同項を同条第１３項とし、同条第１１項中「第３号」を「第４号」に改め、同項を同条第１２項とし、同条第１０項中「第３号」を「第４号」に改め、同項を同条第１１項とし、同条第９項中「第２号」を「第３号」に改め、同項を同条第１０項とし、同条第８項中「第２号」を「第３号」とし、同項を同条第９項とし、同条第７項中「第２号」を「第３号」に改め、同項を同条第８項とし、同条第６項の次に次の１項を加える。

７　法附則第１５条第２５項第２号に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は７分の６とする。

附則第１０条の２第１４項中「第３３項」を「第３２項」に改め、同条第１５項中「第３８項」を「第３７項」に改め、同条中第１９項を第２０項とし、第１８項を第１９項とし、同条第１７項中「第４３項」を「第４２項」に改め、同項を同条第１８項とし、同条第１６項中「第４２項」を「第４１項」に改め、同項を同条第１７項とし、同条第１５項の次に次の１項を加える。

１６　法附則第１５条第３８項に規定する市の条例で定める割合は２分の１とする。

附則第１０条の３中第１３項を第１４項とし、同条第１２項中「第１７項」を「第１８項」に改め、同項を同条第１３項とし、同条第１１項中「第１６項」を「第１７項」に改め、同項を同条第１２項とし、同条第１０項中「第１１項」を「第１２項」に改め、同項を同条第１１項とし、同条第９項中「第１０項各号に規定する」を「第１１項各号に掲げる」に改め、同項を同条第１０項とし、同条第８項中「第９項」を「第１０項」に改め、同項を同条第９項とし、同条第７項中「第８項」を「第９項」に改め、同項を同条第８項とし、同条中第６項を第７項とし、第３項から第５項までを１項ずつ繰り下げ、同条第２項の次に次の１項を加える。

３　市長は、法附則第１５条の７第１項又は第２項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成２０年法律第８７号）第５条第４項に規定する管理者等から、法附則第１５条の７第３項に規定する期間内に施行規則附則第７条第４項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第１５条の７第１項又は第２項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第１項又は第２項の規定を適用することができる。

附則第１１条の見出し中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改める。

附則第１１条の２の見出し中「令和４年度又は令和５年度」を「令和７年度又は

令和８年度」に改め、同条第１項中「令和４年度分又は令和５年度分」を「令和７年度分又は令和８年度分」に改め、同条第２項中「令和４年度」を「令和７年度」に、「令和５年度」を「令和８年度」に改める。

附則第１２条の見出し中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同条第１項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和４年度分の固定資産税にあっては、１００分の２．５）」及び「（令和３年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第２項及び第３項中「令和４年度分及び令和５年度分」を「令和６年度から令和８年度までの各年度分」に改め、同条第４項及び第５項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改める。

附則第１３条の見出し中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同条中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和３年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第１５条第１項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同条第２項中「令和６年」を「令和９年」に改める。

附則第１６条の３第３項に次の１号を加える。

⑸　附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第１６条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第１６条の４第３項に次の１号を加える。

⑸　附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第１６条の４第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第１７条第３項に次の１号を加える。

⑸　附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第１７条第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第１８条第５項に次の１号を加える。

⑸　附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第１８条第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第１９条第２項に次の１号を加える。

⑸　附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第１９条第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第２０条第２項に次の１号を加える。

⑸　附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第２０条第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第２０条の２第２項に次の１号を加える。

⑸　附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第２０条の２第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第２０条の２第５項に次の１号を加える。

⑸　附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第２０条の２第３項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第２０条の３第２項に次の１号を加える。

⑸　附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第２０条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第２０条の３第５項に次の１号を加える。

⑸　附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第２０条の３第３項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

（施行期日）

第１条　この条例は、令和６年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

⑴　第５６条の改正規定　令和７年４月１日

⑵　第３４条の７第１項の改正規定、附則第４条の２を削る改正規定及び次条の規定　公益信託に関する法律（令和６年法律第３０号）の施行の日の属する年の翌年の１月１日

（市民税に関する経過措置）

第２条　所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）附則第３条第１項の規定の適用がある場合における前条第２号に掲げる規定による改正後の人吉市税条例第３４条の７第１項（第１号ケに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第１号ケ中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）附則第３条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第１条の規定による改正前の所得税法第７８条第３項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

（固定資産税に関する経過措置）

第３条　別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の人吉市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和６年度以後の年度分の固定資産税について

適用し、令和５年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

２　令和２年４月１日から令和６年３月３１日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号。次項において「旧法」という。）附則第１５条第２５項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

３　平成２９年４月１日から令和６年３月３１日までの間に受けた旧法附則第１５条第３２項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議第４７号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

専第６号　人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例
（令和６年３月３１日専決）

令和６年６月３日提出

人吉市長　松岡　隼人

（提案理由）
議会において議決すべき事件を専決処分したときは、地方自治法第１７９条第３項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める必要がある。

専第６号

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和６年３月３１日

人吉市長　松岡　隼人

１　人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例

人吉市条例第２２号

人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例

人吉市都市計画税条例（昭和３１年人吉市条例第１２号）の一部を次のように改正する。

附則第２項を削る。

附則第３項（見出しを含む。）中「第３３項」を「第３２項」に改め、同項を附則第２項とする。

附則第４項（見出しを含む。）中「第３８項」を「第３７項」に改め、同項を附則第３項とし、同項の次に次の１項を加える。

（法附則第１５条第３８項の条例で定める割合）

４　法附則第１５条第３８項に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。

附則第５項（見出しを含む。）中「第４３項」を「第４２項」に改める。

附則第７項の前の見出し中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和４年度分の都市計画税にあっては、１００分の２．５）」及び「（令和３年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第８項及び第９項中「令和４年度分及び令和５年度分」を「令和６年度から令和８年度までの各年度分」に改める。

附則第１０項及び第１１項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改める。

附則第１２項の前の見出し中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和３年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第１３項中「第７項、第８項」を「第８項」に改める。

附則第１４項中「第３５項まで、第３８項、第３９項、第４３項若しくは第４６項」を「第３４項まで、第３７項、第３８項、第４２項若しくは第４５項」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の人吉市都市計画税条例の規定は、令和６年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和５年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

３　平成２９年４月１日から令和６年３月３１日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号。）附則第１５条第３２項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

議第４８号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

専第７号　人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
（令和６年３月３１日専決）

令和６年６月３日提出

人吉市長　松岡　隼人

（提案理由）
議会において議決すべき事件を専決処分したときは、地方自治法第１７９条第３項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める必要がある。

専第７号

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和６年３月３１日

人吉市長　松岡　隼人

１　人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

人吉市条例第２３号

人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

人吉市国民健康保険税条例（昭和３１年人吉市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項中「２２万円」を「２４万円」に改める。
第２４条第１項中「２２万円」を「２４万円」に改め、同項第２号中「２９万円」を「２９万５，０００円」に改め、同項第３号中「５３万５，０００円」を「５４万５，０００円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の人吉市国民健康保険税条例の規定は、令和６年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和５年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議第５３号　　人吉市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第５４号　　人吉市における地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議第５５号　　人吉市工場立地法地域準則条例の制定について

上記について、条例をそれぞれ次のように定めるものとする。

令和６年６月３日提出

人吉市長　松岡　隼人

議第５３号

人吉市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

人吉市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成９年人吉市条例第３１号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第１号ア中「２，０４０円」を「２，０００円」に、同号イ中「１，０２０円」を「１，０００円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の第３条の規定は、令和６年４月１日以後に行われた診療又は施術に係る医療費について適用し、同日前に行われた診療又は施術に係る医療費については、なお従前の例による。

（提案理由）

重度心身障害者医療費助成制度における受給者の自己負担額を軽減するため、条例の一部を改正するものである。

議第５４号

人吉市における地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

人吉市における地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例（平成２７年人吉市条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「常勤の職員」の次に「（地域包括支援センター運営協議会が第１号被保険者の数及び支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該支援センターの職員の勤務延時間数を当該支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。）」を加える。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和６年厚生労働省令第６１号）の施行に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第５５号

人吉市工場立地法地域準則条例

（趣旨）

第１条　この条例は、工場立地法（昭和３４年法律第２４号。以下「法」という。）第４条の２第１項の規定に基づき、法第４条第１項の規定により公表された準則（以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合）

第３条　法第４条の２第１項に規定する区域並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
人吉市都市計画において準工業地域の指定を受けている区域（以下「準工業地域」という。）	１００分の１０以上	１００分の１５以上
人吉市都市計画において工業地域又は工業専用地域の指定を受けている区域（以下「工業地域」という。）	１００分の５以上	１００分の１０以上
人吉市都市計画区域外及び人吉市都市計画において用途地域の指定を受けていない区域（以下「用途地域以外の地域」という。）	１００分の５以上	１００分の１０以上

（敷地が２以上の区域にわたる場合の適用）

第４条　特定工場の敷地が前条の表に掲げる準工業地域、工業地域、用途地域以外の地域又はこれらの区域以外の区域（以下「その他区域」という。）のうち、２以上の区域にわたる場合において、同条に掲げ

るいずれかの区域の敷地割合（当該敷地のうちそれぞれの区域に属する部分の面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）が最も高い場合にあっては当該敷地の全部について同表の当該区域の項の規定を適用し、その他区域の敷地割合が最も高い場合にあっては当該敷地の全部について同表の規定を適用しない。

（建築物屋上等緑化施設等の緑地面積への算入割合）

第５条　工場立地法施行規則（昭和４９年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第１号。以下「規則」という。）第４条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第１号トに掲げる施設と重複する土地及び規則第３条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の１００分の５０の割合まで緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができる。

（他の地方公共団体の長との協議）

第６条　市長は、特定工場の敷地に市域に属さない地域が含まれる場合は、市域に属さない地域を管轄する地方公共団体の長と協議し、適切な措置を講ずるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（既存工場等に係る面積の算定）

２　昭和４９年６月２８日までに設置された、又は設置のための工事が行われていた特定工場において、生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときは、第３条の規定に適合する緑地面積及び環境施設面積の算定は、法準則備考第１項第２号及び第３号並びに第３項の規定の例による。この場合において、法準則備考第１項第２号中「０．２」とあるのは、準工業地域にあっては「０．１」と、工業地域及び用途地域以外の地域にあっては「０．０５」と、法準則備考第１項第３号中「０．２５」とあるのは、準工業地域にあっては「０．１５」と、工業地域及び用途地域以外の地域にあっては「０．１」と、法準則備考第３項第１号中「０．２」とあるのは、準工業地域にあっては「０．１」と、工業地域及び用途地域以外の地域にあっては「０．０５」と、法準則備考第３項第２号中「０．２５」とあるのは、準工業地域にあっては「０．１５」と、工業地域及び用途地域以外の地域にあっては「０．１」と読み替えるものとする。

（提案理由）

工場立地法で定める緑地面積率等を緩和し、市内の既存企業の事業拡大や市内への新規企業の立地促進を図るため、新たに条例を制定するものである。

議第５６号

人吉市教育長の任命につき同意を求めることについて

人吉市教育長に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第４条第１項の規定により議会の同意を求める。

志　波　　典　明

令和６年６月３日提出

人吉市長　松岡　隼人

参　考

１　前任者　志波　典明　　令和６年６月３０日　任期満了

２　志波　典明の略歴

（提案理由）

教育長を任命するに当たっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意が必要である。

報第３号

令和５年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１４６条第２項の規定により、令和５年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書を調製したので、別紙のとおり報告する。

令和６年６月３日提出

人吉市長　松岡　隼人

令和5年度　人吉市一般会計　繰越明許費繰越計算書

款	項	目	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
						既収入特定財源	未収入特定財源				一般財源
							国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
				円	円	円	円	円	円	円	円
2 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	くま川鉄道経営安定化補助金（災害復旧分）	102,129,000	20,426,000				20,400,000		26,000
		6 財産管理費	公用車購入費	9,547,000	9,547,000						9,547,000
		7 企画費	大柿地区移転先用地購入費	27,506,000	27,506,000				19,500,000		8,006,000
	3 戸籍住民基本台帳費	1 戸籍住民基本台帳費	戸籍情報システム等改修委託料	15,851,000	15,851,000		15,851,000				0
3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	物価高騰対応重点支援給付金支給事業	525,764,000	71,928,000		71,928,000				0
		3 老人福祉費	介護基盤緊急整備特別対策事業補助金	6,540,000	6,540,000			6,540,000			0
4 衛生費	1 保健衛生費	1 保健衛生総務費	健康管理システム改修委託料	3,993,000	3,993,000						3,993,000
		2 予防費	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	42,798,000	2,000,000		2,000,000				0
6 農林水産業費	1 農業費	3 農業振興費	施設園芸等農家支援補助金	1,294,000	1,294,000						1,294,000
	2 林業費	2 林業振興費	樹木伐採等委託料	4,300,000	4,300,000						4,300,000
			林業・木材産業生産性強化対策事業補助金	671,753,000	671,753,000			671,753,000			0
7 商工費	1 商工費	2 商工業振興費	きじうまコインシステム改修委託料	1,100,000	1,100,000						1,100,000
			デジタルプレミアム商品券事業補助金	33,511,000	33,511,000		15,000,000				18,511,000
			LPガス使用世帯支援補助金	62,071,000	62,071,000		10,000,000	31,035,000			21,036,000
		3 観光費	人吉温泉観光協会補助金　宿泊等支援事業	22,000,000	22,000,000		10,000,000				12,000,000
8 土木費	2 道路橋梁費	2 道路維持費	社会資本整備総合交付金事業　下林北願成寺線ほか	28,421,000	28,421,000		14,239,000		13,500,000		682,000
		3 道路新設改良費	社会資本整備総合交付金事業　瓦屋地内第2号線	25,825,000	24,884,000		13,680,000		10,700,000		504,000
			社会資本整備総合交付金事業　大野国有林出水線	20,500,000	1,128,000	7,000	321,000		300,000		500,000
			道路新設改良事業　大畑清水第1号線	10,800,000	10,800,000				10,800,000		0
			都市防災総合推進事業　薩摩瀬湯の本線ほか	221,001,000	212,810,000		105,655,000		105,600,000		1,555,000
			無電柱化推進事業　青井地区	25,500,000	25,500,000		14,025,000		9,800,000		1,675,000
		5 橋梁新設改良費	道路メンテナンス事業　上原田橋	87,195,000	87,195,000		48,916,000		38,200,000		79,000
			道路メンテナンス事業　上の寺橋ほか	21,925,000	16,255,000	10,000	8,383,000		3,800,000		4,062,000

令和5年度　人吉市一般会計　繰越明許費繰越計算書

款	項	目	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
						既収入特定財源	未収入特定財源				一般財源
							国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
				円	円	円	円	円	円	円	円
			都市防災総合推進事業　瓦屋4号橋ほか	42,500,000	42,500,000		21,000,000		21,000,000		500,000
	3 住宅費	2 住宅建設費	木造仮設利活用住宅整備事業　西間第一団地ほか	251,560,000	203,725,000		91,204,000		111,900,000		621,000
	4 都市計画費	1 都市計画総務費	鍛冶屋町通り街なみ環境整備事業補助金	4,000,000	4,000,000		2,000,000				2,000,000
		3 公園整備費	石野公園法面排水測量設計委託料	3,908,000	3,908,000				3,900,000		8,000
			社会資本整備総合交付金事業　都市公園施設長寿命化計画策定委託料	23,058,000	19,258,000		9,379,000				9,879,000
			都市防災総合推進事業　村山公園	24,000,000	19,008,000		9,204,000				9,804,000
		4 街路事業費	社会資本整備総合交付金事業　下林柳瀬線	33,500,000	33,500,000		18,512,000		14,400,000		588,000
		5 土地区画整理事業	被災市街地復興推進事業	263,852,000	101,545,000		50,430,000		46,800,000		4,315,000
	5 河川費	1 河川総務費	河川浚渫事業 桑木津留川ほか	32,579,000	16,477,000				16,400,000		77,000
		2 河川改良費	河川等整備事業 椿谷川	11,000,000	8,500,000				8,500,000		0
9 消防費	1 消防費	1 消防総務費	人吉下球磨消防組合負担金	436,050,000	15,367,000			15,367,000			0
10 教育費	4 社会教育費	5 文化財保護費	指定文化財補修事業補助金　井口薬師堂	20,961,000	2,233,000						2,233,000
11 災害復旧費	2 農林水産施設災害復旧費	1 農地災害復旧費	過年発生単独農地災害復旧事業　七地地区農地	36,501,000	23,311,000						23,311,000
		2 農業用施設災害復旧費	現年発生単独農業用施設災害復旧事業 木地屋地区水路	2,023,000	2,023,000				1,300,000		723,000
			現年発生補助農業用施設災害復旧事業 蓑野地区水路	13,208,000	13,208,000			12,983,000	200,000		25,000
		3 林業施設災害復旧費	現年発生補助林業施設災害復旧事業 吸川線	27,746,000	19,386,000		18,823,000		500,000		63,000
	3 公共土木施設災害復旧費	1 道路橋梁災害復旧費	現年発生補助道路橋梁災害復旧事業 大塚桑木津留線	74,193,000	74,193,000		49,485,000		24,700,000		8,000
		3 公園施設災害復旧費	過年発生補助公園施設災害復旧事業 中川原公園	156,840,000	54,638,000	77,000	51,742,000		2,800,000		19,000
	4 文教施設災害復旧費	2 社会教育施設災害復旧費	過年発生補助社会教育施設災害復旧事業 大村横穴群	8,098,000	7,894,000		5,521,000		2,200,000		173,000
			過年発生補助社会教育施設災害復旧事業 人吉城跡	32,351,000	7,364,000		4,392,000	314,000	2,600,000		58,000
			過年発生補助社会教育施設災害復旧事業 人吉城歴史館	6,064,000	5,074,000		3,552,000	253,000	1,200,000		69,000
計				3,475,316,000	2,037,925,000	94,000	665,242,000	738,245,000	491,000,000	0	143,344,000

報第４号

令和５年度人吉市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１５０条第３項において準用する同令第１４６条第２項の規定により、令和５年度人吉市一般会計事故繰越し繰越計算書を調製したので、別紙のとおり報告する。

令和６年６月３日提出

人吉市長　松岡　隼人

令和5年度　人吉市一般会計　事故繰越し繰越計算書

款	項	目	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳						事故繰越しとなった理由
					支出済額	支出未済額			既収入特定財源	未収入特定財源				一般財源	
										国庫支出金	県支出金	地方債	その他		
				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
11 災害復旧費	4 文教施設災害復旧費	2 社会教育施設災害復旧費	過年発生補助社会教育施設災害復旧事業	23,222,760		23,222,760	23,222,760	23,222,760		15,821,000		7,400,000		1,760	人吉城歴史館展示物である女乗物、駕籠の復旧作業において、想定以上に汚泥が入り込んでいたため、内装の剥離作業及びクリーニング作業に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となった。
計				23,222,760		23,222,760	23,222,760	23,222,760		15,821,000		7,400,000		1,760	

報第５号

令和５年度人吉市水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第２６条第３項の規定により、令和５年度人吉市水道事業特別会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和６年６月３日提出

人吉市長　松岡　隼人

令和５年度人吉市水道事業特別会計予算繰越計算書

地方公営企業法第２６条第１項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	説明
						企業債	工事負担金	当年度分損益勘定留保資金		
1 資本的支出	1 建設改良費	茂ヶ野水源地ポンプ設備更新工事	円 33,770,000	円 13,500,000	円 20,270,000	円	円	円 20,270,000	円	半導体不足の影響により、更新機器の納期に期間を要することから、年度内の完了が困難となった。
		蓬莱配水池電気計装設備復旧工事	16,830,000	6,730,000	10,100,000			10,100,000		令和５年９月に落雷被害を受け、復旧方法の検討に期間を要し、適正な工期を確保するため、年度をまたいだ工期設定となった。
計			50,600,000	20,230,000	30,370,000	0	0	30,370,000	0	

報第６号

令和５年度人吉市公共下水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第２６条第３項の規定により、令和５年度人吉市公共下水道事業特別会計予算繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和６年６月３日提出

人吉市長　松岡　隼人

令和５年度人吉市公共下水道事業特別会計予算繰越計算書

地方公営企業法第２６条第１項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳 国庫支出金	企業債	当年度分損益勘定留保資金	不用額	説明
			円	円	円	円	円	円	円	
1 資本的支出	1 建設改良費	公共桝設置事業	12,000,000	5,897,870	2,102,130	0	0	2,102,130	4,000,000	入札不調により、不測の日数を要したため、年度内の完了が困難となった。
		紺屋町被災市街地復興土地区画整理事業	10,000,000	0	10,000,000	5,000,000	4,500,000	500,000	0	当該地区の仮換地の指定等に不測の日数を要したことにより、事業計画の見直しが必要になり、年度内の完了が困難となった。
		青井被災市街地復興土地区画整理事業	82,200,000	5,610,000	76,590,000	38,295,000	34,400,000	3,895,000	0	当該地区の仮換地の指定等に不測の日数を要したことにより、事業計画の見直しが必要になり、年度内の完了が困難となった。
		人吉浄水苑監視設備更新事業	214,000,000	87,000,000	127,000,000	69,850,000	51,400,000	5,750,000	0	半導体の不足等に伴い、機器製造に不測の日数を要したことにより納入が遅延し、事業計画の見直しが必要になり、年度内の完了が困難となった。
		人吉浄水苑機械濃縮設備更新事業	330,000,000	104,000,000	226,000,000	124,300,000	91,900,000	9,800,000	0	半導体の不足等に伴い、機器製造に不測の日数を要したことにより納入が遅延したことや、令和５年１１月に決定した国の令和５年度補正予算（第１号）に基づいた事業のため、事業計画の再検討を行ったが、年度内の完了が困難となった。
計			648,200,000	202,507,870	441,692,130	237,445,000	182,200,000	22,047,130	4,000,000	

令和５年度人吉市公共下水道事業特別会計予算繰越計算書

地方公営企業法第２６条第２項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事　業　名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	説　明
						国庫支出金	企業債	当年度分損益勘定留保資金		
			円		円	円	円	円	円	
1 下水道事業費用	1 営業費用	雨水管理総合計画策定事業	20,000,000	0	20,000,000	9,039,000	0	10,961,000	0	設計積算を行うため関係機関と協議を行ったところ、別事業の計画に基づく諸元が必要であったために不測の日数を要し、年度内の完了が困難となった。
		第２期人吉市公共下水道ストックマネジメント計画策定事業	16,600,000	0	16,600,000	8,300,000	0	8,300,000	0	令和５年１１月に決定した国の令和５年度補正予算（第１号）に基づいた事業のため、事業計画の再検討を行ったが、年度内では工期の確保ができなかった。
			円		円	円	円	円	円	
1 資本的支出	1 建設改良費	青井宝来排水区整備実施設計業務委託	22,000,000	5,360,000	16,640,000	8,320,000	3,700,000	4,620,000	0	青井被災市街地復興土地区画整理事業に伴う雨水管渠の実施設計を実施していたが、同一路線で発注している汚水管渠の実施設計と整合性を取りながら行う必要があり、工法等の検討に不測の日数を要したことから、年度内の完了が困難となった。
計			58,600,000	5,360,000	53,240,000	25,659,000	3,700,000	23,881,000	0	

報第７号

和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを議会に報告する。

専第８号　損害の賠償について
（令和６年５月２０日専決）

令和６年６月３日提出

人吉市長　松岡　隼人

（提案理由）
議会の議決により特に指定されたものを専決処分したときは、地方自治法第１８０条第２項の規定により、これを議会に報告する必要がある。

専第８号

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和６年５月２０日

人吉市長　松岡　隼人

１　件名
損害の賠償について

２　賠償の理由

３　損害賠償の額
９７，００９円

４　賠償（和解）の相手方

５　和解事項
紛争を将来に残さないため当事者双方は、今後本件に関しては、示談契約書に記載された事項以外に一切の債権債務が存しないことを確認する。